

# 令和6年第1回杉戸町国民健康保険運営協議会次第

日時 令和6年2月1日(木)

午後1時30分～

会場 杉戸町役場

第二庁舎2階第1・第2会議室

## 1 開会

## 2 会長あいさつ

## 3 町長あいさつ

## 4 議事

### 議題第1号

令和5年度杉戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)について

### 議題第2号

令和6年度杉戸町国民健康保険特別会計予算(案)について

### 議題第3号

国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて

### 議題第4号

国民健康保険税率(額)の見直しについて

### 議題第5号

多子世帯減免制度の終了について

## 5 その他

(1) 第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画について

(2) 保健事業の報告について

## 6 閉会

議題第1号

令和5年度杉戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)について

令和6年2月1日提出

杉戸町長 窪田 裕之

令和5年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号) (案)

1. 歳入歳出補正予算

歳入

区分	予算現額 A (千円)	補正額(1号) B (千円)	補正額(2号) C (千円)	補正額(3号) D (千円)	補正後の予算額 A+B+C+D(千円)
1 国民健康保険税	875,566		-108	① △ 65,936	809,522
2 県支出金	3,666,937		1,716	② △ 1,794	3,666,859
3 財産収入	1				1
4 繰入金	270,436	14,003	△ 6,944	③ 92,370	369,865
5 繰越金	80,000	-6,843			73,157
6 諸収入	6,984				6,984
7 国庫支出金	0	100	51		151
合計	4,899,924	7,260	△ 5,285	24,640	4,926,539

歳出

区分	予算現額 A (千円)	補正額(1号) B (千円)	補正額(2号) C (千円)	補正額(3号) D (千円)	補正後の予算額 A+B+C+D(千円)
1 総務費	26,525		1,865		28,390
2 保険給付費	3,590,987			④ △ 900	3,590,087
3 国民健康保険事業費 納付金	1,198,515	△ 319			1,198,196
4 共同事業拠出金	1				1
5 保健事業費	71,991		△ 7,150	⑤ △ 1,937	62,904
6 基金積立金	2				2
7 公債費	1				1
8 諸支出金	5,902	7,579		⑥ 27,477	40,958
9 予備費	6,000				6,000
合計	4,899,924	7,260	△ 5,285	24,640	4,926,539

2. 歳入歳出補正予算額の主な理由

【歳入】

- ①国民健康保険税減額分 △65,936千円
  - ・一般(医療)の被保険者数の減 △768人(当初 9,560人 ⇒ 補正3号 8,792人)
  - ・一般(医療)の基準総所得金額の減 △994,201,147円  
(当初 7,034,671,958円 ⇒ 補正3号 6,040,470,811円)
- ②県支出金減額分
  - ・特別調整交付金等(市町村分)減額分 △900千円
  - ・特定健康診査等負担金減額分 △894千円
- ③一般会計繰入金追加分 +92,370千円
  - ・保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)追加分 +7,631千円
  - ・保険基盤安定繰入金(保険者支援分)追加分 +5,474千円
  - ・未就学児均等割保険税繰入金減額分 △1,304千円
  - ・財政安定化支援事業繰入金減額分 △561千円
  - ・その他一般会計繰入金追加分 +81,130千円

【歳出】

- ④傷病手当金減額分 △900千円
- ⑤保健事業費減額分
  - ・特定健康診査委託料の減額分 △1,437千円
  - ・保養所利用者補助金の減額分 △500千円
- ⑥前年度以前の交付金・負担金の精算金
  - ・普通交付金返還金追加分 +25,204千円
  - ・特別交付金返還金追加分 +2,273千円  
(保険者努力支援分返還金8.8千円、特別調整交付金等(市町村分)返還金2.2千円、特定健康診査等負担金返還金2,262千円)

線 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 総 務 費	1 総務管理費	国保情報データベースシステム 改修業務委託事業	220

議題第2号

令和6年度杉戸町国民健康保険特別会計予算(案)について

令和6年2月1日提出

杉戸町長 窪田裕之

## 令和6年度国民健康保険特別会計予算(案)

### 1. 歳入歳出予算表

歳入 (単位:千円)

区分	6年度予算額 A	5年度予算額 B	予算増減額 A-B=C	予算増減率 C/B (%)	4年度決算額
1 国民健康保険税	745,209	875,566	① △ 130,357	△ 14.9	815,235
2 県支出金	3,597,117	3,666,937	② △ 69,820	△ 1.9	3,402,830
3 繰入金	434,208	270,436	③ 163,772	60.6	396,578
4 繰越金	30,000	80,000	④ △ 50,000	△ 62.5	138,054
5 諸収入	4,570	6,984	△ 2,414	△ 34.6	5,486
○ 財産収入	0	1	△ 1	△ 100.0	0
合計	4,811,104	4,899,924	△ 88,820	△ 1.8	4,758,183

歳出 (単位:千円)

区分	6年度予算額 A	5年度予算額 B	予算増減額 A-B=C	予算増減率 C/B (%)	4年度決算額
1 総務費	24,569	26,525	△ 1,956	△ 7.4	22,668
2 保険給付費	3,528,460	3,590,987	⑤ △ 62,527	△ 1.7	3,301,459
3 国民健康保険事業費納付金	1,183,530	1,198,515	⑥ △ 14,985	△ 1.3	1,221,072
4 保健事業費	64,291	71,991	⑦ △ 7,700	△ 10.7	56,476
5 基金積立金	1	2	△ 1	△ 50.0	33,685
6 公債費	1	1	0	0.0	0
7 諸支出金	5,252	5,902	⑧ △ 650	△ 11.0	49,665
8 予備費	5,000	6,000	△ 1,000	△ 16.7	0
○ 共同事業拠出金	0	1	△ 1	△ 100.0	1
合計	4,811,104	4,899,924	△ 88,820	△ 1.8	4,685,026

### 2. 歳入歳出予算額の主な増減理由

#### 【歳入】

- ①国民健康保険税の減 △130,357千円
  - ・被保険者数(一般)の減 △1,156人(令和5年度 9,560人 ⇒ 令和6年度 8,404人)
  - ・基準総所得金額の減 △1,572,702,148円  
(令和5年度 7,034,671,958円 ⇒ 令和6年度 5,461,969,810円)
  - (一般医療1人当たり保険税: 令和5年度 62,377円 ⇒ 令和6年度 60,134円)
  - 令和6年度改正事項
    - ・課税限度額(後期高齢者支援金等課税額)の引き上げ(令和5年度 20万円 ⇒ 令和6年度 22万円)
- ②県支出金の減 △69,820千円
  - ・保険給付費の減に伴う普通交付金の減 △62,506千円  
(一般被保険者療養給付費: 令和5年度 3,060,000千円 ⇒ 令和6年度 3,000,000千円)
- ③繰入金の増 +163,772千円
  - ・新産前産後保険税一般会計繰入金: 令和5年度 0千円 ⇒ 令和6年度 324千円)
  - ・法定外一般会計繰入金(保健事業一般財源分: 令和5年度 37,687千円 ⇒ 令和6年度 30,720千円)  
(多子世帯減免分: 令和5年度 1,995千円 ⇒ 令和6年度 1,459千円)  
(新赤字補填分: 令和5年度 0千円 ⇒ 令和6年度 159,557千円)
- ④繰越金の減 △50,000千円(令和5年度 80,000千円 ⇒ 令和6年度 30,000千円)

#### 【歳出】

- ⑤保険給付費の減 △62,527千円(被保険者数の減による影響)
  - ・一般療養給付費(現物給付分) △60,000千円(令和5年度 3,060,000千円 ⇒ 令和6年度 3,000,000千円)
  - ・一般療養費(現金給付分) △1,756千円(令和5年度 24,358千円 ⇒ 令和6年度 22,602千円)
  - ※保険給付費については10/10が県交付金の対象
- ⑥国民健康保険事業費納付金の減 △14,985千円
  - ◀県からの提示額(仮算定)を計上▶
  - ・医療給付費分 +5,668千円(令和5年度 774,840千円 ⇒ 令和6年度 780,508千円)
  - ・後期高齢者支援金等分 △15,345千円(令和5年度 312,789千円 ⇒ 令和6年度 297,444千円)
  - ・介護納付金分 △5,308千円(令和5年度 110,886千円 ⇒ 令和6年度 105,578千円)
- ⑦保健事業費の減 △7,700千円
  - ・特定健康診査等事業費 △7,438千円(令和5年度 41,978千円 ⇒ 令和6年度 34,540千円)  
第2期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画策定業務委託料の皆減 △7,150千円  
特定健康診査委託料の減 △1,193千円(過去の実績による減)  
特定保健指導委託料の増 +626千円(保健指導の充実)
  - ・その他保健事業費 △262千円(令和5年度 30,013千円 ⇒ 令和6年度 29,751千円)  
保養所利用補助金の減 △472千円(過去の実績による減)
- ⑧諸支出金の減 △650千円
  - ・一般被保険者保険税過誤納還付金 △580千円(令和5年度 5,800千円 ⇒ 令和6年度 5,220千円)

議題第3号

国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて

令和6年2月1日提出

杉戸町長 窪田 裕之

### 議題第3号 国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて【資料】

#### 1 杉戸町の課税限度額（令和5年度及び令和6年度）

	基礎課税額 (医療分)	後期高齢者支援金 等課税額	介護納付金課税額	合計
令和5年度	65万円	20万円	17万円	102万円
令和6年度	65万円	22万円	17万円	104万円

※令和6年度は、令和5年12月14日施行の杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例による課税限度額。

#### 2 課税限度額の推移

下の表のとおり、地方税法施行令の改正の1年遅れで国民健康保険税条例を改正している。

	基礎課税額 (医療分)		後期高齢者支援金 等課税額		介護納付金課税額		合計	
	地方税法施行令	町条例	地方税法施行令	町条例	地方税法施行令	町条例	地方税法施行令	町条例
平成23年度	51万円	50万円	14万円	13万円	12万円	10万円	77万円	73万円
平成24年度	51万円	51万円	14万円	14万円	12万円	12万円	77万円	77万円
平成25年度	51万円	51万円	14万円	14万円	12万円	12万円	77万円	77万円
平成26年度	51万円	51万円	16万円	14万円	14万円	12万円	81万円	77万円
平成27年度	52万円	51万円	17万円	16万円	16万円	14万円	85万円	81万円
平成28年度	54万円	52万円	19万円	17万円	16万円	16万円	89万円	85万円
平成29年度	54万円	54万円	19万円	19万円	16万円	16万円	89万円	89万円
平成30年度	58万円	54万円	19万円	19万円	16万円	16万円	93万円	89万円
令和元年度	61万円	58万円	19万円	19万円	16万円	16万円	96万円	93万円
令和2年度	63万円	61万円	19万円	19万円	17万円	16万円	99万円	96万円
令和3年度	63万円	63万円	19万円	19万円	17万円	17万円	99万円	99万円
令和4年度	65万円	63万円	20万円	19万円	17万円	17万円	102万円	99万円
令和5年度	65万円	65万円	22万円	20万円	17万円	17万円	104万円	102万円

#### 3 令和6年3月31日に改正予定の地方税法施行令における課税限度額

基礎課税額 (医療分)	後期高齢者支援金 等課税額	介護納付金課税額	合計
65万円	24万円	17万円	106万円



#### 4 埼玉県内市町村の課税限度額の設定状況と県内統一にあたっての考え方

##### ①令和5年度の課税限度額設定状況（医療＋後期＋介護）

104万円	23市町村	さいたま市、白岡市、吉川市など
102万円	38市町村	杉戸町、宮代町、幸手市など
上記未滿	2市町村	三郷市、三芳町

##### ②県内統一にあたっての考え方

保険税水準の準統一に向けて、早期に賦課年度の法定限度額となることを目指します。  
 （運営方針27ページ）

#### 5 令和6年度の課税限度額（案）

地方税法施行令の規定に合わせた課税限度額とする。

基礎課税額 （医療分）	後期高齢者支援金 等課税額	介護納付金課税額	合計
65万円	24万円	17万円	106万円

議題第4号

国民健康保険税率(額)の見直しについて

令和6年2月1日提出

杉戸町長 窪田裕之

# 議題第4号 国民健康保険税率(額)の見直しについて

## 1 現状

令和5年度より、次のとおり国民健康保険税率(額)を改定しましたが、いわゆる団塊の世代の後期高齢者制度への移行や短時間労働者に対する社会保険の適用拡大の影響により、国民健康保険税は減少しています。

このため、令和5年度及び令和6年度は決算補填等を目的とした法定外繰入金を予算に計上しなければならない状態となってしまいました。

### (1) 令和5年度国民健康保険税率(額)

	所得割	均等割	課税限度額
医療分	6.6%	30,000円	650,000円
後期高齢者支援金分	2.6%	10,000円	200,000円
介護納付金分	2.7%	12,000円	170,000円

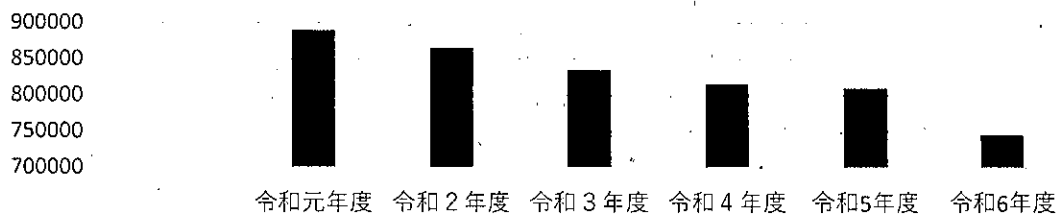
### (2) 国民健康保険税収の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険税	889,293	865,633	834,593	815,235	809,522	745,209

(注) 令和2年度から令和4年度は決算額(表示単位未満を四捨五入)、令和5年度は補正(第3号)後の予算額、令和6年度は当初予算額です。

国民健康保険税



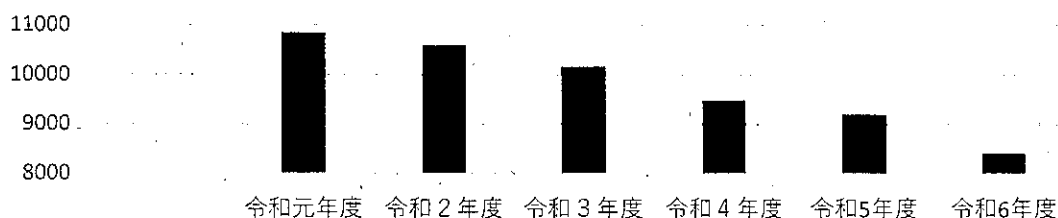
### (3) 被保険者数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保険者数	10,843	10,583	10,161	9,479	9,193	8,404

(注) 令和2年度から令和4年度は年度末の数値、令和5年度は令和5年12月末現在の数値、令和6年度は当初予算積算時の見込み数値です。

被保険者数



(4) 令和5年度補正予算(第3号)(案)編成後予算及び令和6年度予算(案)における決算補填等を目的とした法定外繰入金の額

		令和5年度	令和6年度
その他一般会計繰入金		125,923,000	191,736,000
内訳	保健事業(A)	29,494,000	30,720,000
	多子世帯減免分(B)	1,995,000	1,459,000
	財源不足分(C)	94,434,000	159,557,000
決算補填等を目的とした法定外繰入金(B)+(C)		96,429,000	161,016,000

## 2 埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)について【一部抜粋】

### 2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

#### (4) 法定外一般会計繰入金等の削減・解消の取組及び目標年次

##### ② 法定外一般会計繰入金等の削減・解消に対する考え方

- ・国は、「ア 決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」及び「ウ 繰上充用金の新規増加分」を「赤字」と定義し、計画的・段階的な解消が図られるよう、実効性のある取組を定めることとしています。

##### ④ 法定外一般会計繰入金等の削減・解消のための取組

###### ○赤字削減・解消計画書の策定

- ・決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入金又は繰上充用金が発生した市町村であって、発生した年度の翌々年度までにその解消が見込まれない市町村は、国の通知に基づき、赤字削減・解消計画書を策定します。

##### ⑤ 目標年次

- ・保険税水準の準統一の目標年度の前年度である令和8年度までに法定外一般会計繰入金等(赤字及び決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金)を解消することとします。
- ・新たに法定外一般会計繰入金等が発生した場合も、令和8年度までに解消することとします。

### 3 市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法

#### (4) 標準保険税率の算定方法

##### ① 標準保険税率の種類

###### イ 市町村標準保険税率

- ・保険税水準の準統一に当たっては、全ての市町村が市町村標準保険税率どおりに賦課することとします。

3 「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」  
 (保国発第0129第2号) 【一部抜粋】

1. 市町村赤字削減・解消計画

(1) 削減・解消すべき赤字の定義

市町村において削減・解消すべき赤字は、市町村の国民健康保険特別会計（事業勘定）における「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金（以下、「法定外繰入金」という。）」及び「繰上充用金の新規増加分」とする。

(4) 計画の策定

市町村は、計画的に赤字の削減・解消を図るため、赤字の削減・解消に向けた基本方針、目標設定、取組等について都道府県と協議を行ったうえで、赤字削減・解消計画を定める。

(ア) 対象市町村

計画を策定すべき対象市町村は、決算において赤字が生じ、赤字が生じた年度の翌々年度までに予算ベースで赤字の解消が見込まれない市町村とする。

(イ) 計画の内容

赤字の原因を分析した上で、赤字削減・解消のための基本方針、具体的な取組内容（保険料率の改定、医療費適正化、収納率向上対策の取組等）を定めるとともに、赤字削減の目標年次及び年次毎の計画を定める。

4 令和5年度埼玉県国民健康保険に係る標準保険税率との対比

① 「2 市町村標準保険税率」との対比

	所得割			均等割		
	杉戸町	標準税率	比較 (杉戸町-標準税率)	杉戸町	標準税率	比較 (杉戸町-標準税率)
医療分	6.6%	6.35%	+0.25%	30,000円	38,404円	△8,404円
後期高齢者支援金分	2.6%	2.76%	△0.16%	10,000円	16,153円	△6,153円
介護納付金分	2.7%	2.40%	+0.30%	12,000円	17,395円	△5,395円

② 「3 各市町村の算定方式による市町村標準保険税率」との対比

	所得割			均等割		
	杉戸町	標準税率	比較 (杉戸町-標準税率)	杉戸町	標準税率	比較 (杉戸町-標準税率)
医療分	6.6%	6.56%	+0.04%	30,000円	33,544円	△3,544円
後期高齢者支援金分	2.6%	3.08%	△0.48%	10,000円	12,606円	△2,606円
介護納付金分	2.7%	2.88%	△0.18%	12,000円	13,331円	△1,331円

4 埼玉県内の国民健康保険税率の状況（令和5年度）

区 分	医療分（基礎課税額分）				後期高齢者支援金等課税額分				介護納付金課税額分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)
川越市	7.35	0.00	27,500	0	2.40	0.00	9,400	0	2.00	0.00	12,300	0
熊谷市	6.90	0.00	28,500	0	2.20	0.00	13,000	0	1.70	0.00	12,500	0
川口市	7.45	0.00	28,000	0	2.50	0.00	9,000	0	1.30	0.00	13,000	0
行田市	7.20	0.00	24,000	0	2.20	0.00	9,000	0	1.60	0.00	10,000	0
秩父市	6.00	15.00	18,000	10,000	2.10	0.00	10,000	0	1.80	0.00	10,000	0
所沢市	7.20	15.00	14,300	16,000	2.60	0.00	11,000	0	1.50	0.00	11,000	0
飯能市	6.80	10.00	17,000	5,000	2.40	0.00	14,000	0	2.00	0.00	14,000	0
加須市	7.50	0.00	27,700	0	2.30	0.00	10,500	0	2.40	0.00	11,000	0
本庄市	6.90	20.00	19,500	16,000	2.90	0.00	9,900	0	2.70	0.00	12,400	0
東松山市	7.30	0.00	22,800	0	2.40	0.00	12,000	0	2.00	0.00	13,200	0
春日部市	6.80	0.00	31,900	0	2.05	0.00	12,200	0	1.50	0.00	11,700	0
狭山市	6.49	20.00	16,700	10,000	2.43	0.00	10,700	0	2.69	0.00	12,700	0
羽生市	7.20	0.00	25,500	0	2.70	0.00	14,000	0	2.00	0.00	14,000	0
鴻巣市	6.90	0.00	27,000	0	2.30	0.00	13,000	0	2.20	0.00	16,000	0
深谷市	6.40	27.00	19,000	13,000	2.60	0.00	10,300	0	1.60	0.00	11,500	0
上尾市	6.80	0.00	28,000	0	2.00	0.00	11,000	0	2.10	0.00	15,000	0
草加市	7.30	0.00	27,000	0	2.30	0.00	7,800	0	1.80	0.00	9,800	0
越谷市	7.80	0.00	29,000	0	2.45	0.00	10,500	0	2.20	0.00	11,500	0
蕨市	6.40	20.00	21,000	6,000	2.00	0.00	12,000	0	1.30	0.00	11,000	0
戸田市	8.00	0.00	31,800	0	1.60	0.00	9,500	0	1.42	0.00	12,500	0
入間市	7.40	10.00	20,000	3,000	2.40	0.00	10,000	0	1.60	0.00	13,000	0
朝霞市	7.70	33.00	12,000	14,000	2.00	0.00	9,000	0	1.70	0.00	9,000	0
志木市	7.00	13.00	18,500	7,000	2.10	0.00	9,000	0	1.50	0.00	10,500	0
和光市	7.20	12.00	18,000	18,000	2.20	0.00	9,000	0	1.70	0.00	9,000	0
新座市	7.00	5.00	27,000	1,000	1.85	0.00	12,000	0	1.88	0.00	14,000	0
桶川市	7.20	0.00	26,400	0	2.20	0.00	9,900	0	1.80	0.00	12,000	0
久喜市	6.86	0.00	33,200	0	2.34	0.00	12,300	0	2.31	0.00	13,600	0
北本市	7.30	0.00	29,900	0	2.90	0.00	10,200	0	2.20	0.00	14,700	0
八潮市	7.80	0.00	28,000	0	2.20	0.00	13,000	0	2.60	0.00	13,000	0
富士見市	6.95	0.00	28,300	0	2.10	0.00	9,000	0	1.60	0.00	12,600	0
ふじみ野市	7.56	0.00	30,800	0	2.18	0.00	11,800	0	2.14	0.00	13,700	0

区 分	医療分（基礎課税額分）				後期高齢者支援金等課税額分				介護納付金課税額分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(円)
三郷市	6.90	0.00	28,000	0	1.90	0.00	8,000	0	1.60	0.00	10,000	0
蓮田市	7.15	0.00	23,700	0	2.35	0.00	8,100	0	1.50	0.00	11,400	0
伊奈町	7.60	0.00	22,800	0	2.30	0.00	8,800	0	1.60	0.00	10,800	0
三芳町	7.00	0.00	33,000	0	2.40	0.00	9,000	0	1.50	0.00	11,000	0
坂戸市	7.80	0.00	24,500	0	1.70	0.00	4,500	0	1.40	0.00	10,000	0
毛呂山町	7.00	0.00	32,000	0	2.50	0.00	10,000	0	2.20	0.00	10,000	0
越生町	7.40	0.00	30,800	0	2.00	0.00	11,100	0	1.90	0.00	14,800	0
鶴ヶ島市	7.40	0.00	21,000	0	1.60	0.00	11,000	0	1.50	0.00	11,000	0
日高市	6.80	0.00	24,000	0	2.50	0.00	9,500	0	1.80	0.00	14,000	0
滑川町	7.00	0.00	26,000	0	2.20	0.00	12,000	0	1.90	0.00	13,000	0
嵐山町	7.00	0.00	27,000	0	2.20	0.00	12,000	0	1.80	0.00	13,000	0
小川町	5.60	0.00	23,600	0	2.30	0.00	13,000	0	1.80	0.00	13,200	0
ときがわ町	6.30	0.00	30,000	0	1.40	0.00	11,000	0	1.30	0.00	12,000	0
川島町	5.70	0.00	27,800	0	2.40	0.00	13,500	0	1.90	0.00	14,000	0
吉見町	6.80	0.00	21,500	0	2.50	0.00	12,500	0	2.00	0.00	12,000	0
鳩山町	6.80	0.00	30,000	0	1.60	0.00	12,000	0	1.40	0.00	14,000	0
横瀬町	5.50	35.00	11,500	13,000	1.40	0.00	8,800	0	1.10	0.00	7,000	0
皆野町	5.50	40.00	10,000	14,000	1.10	0.00	7,200	0	1.10	0.00	7,200	0
長瀨町	5.50	25.00	14,800	8,000	1.50	0.00	8,200	0	1.40	0.00	8,200	0
小鹿野町	5.40	38.00	11,000	13,100	1.40	0.00	5,500	0	1.00	0.00	7,200	0
東秩父村	3.80	0.00	21,000	0	2.20	0.00	12,000	0	2.00	0.00	15,000	0
美里町	6.80	10.00	33,000	6,000	2.00	0.00	10,000	0	1.60	0.00	13,000	0
神川町	6.30	15.00	25,000	8,000	2.40	0.00	10,000	0	2.30	0.00	15,000	0
上里町	6.30	0.00	29,000	7,000	2.10	0.00	10,000	0	1.77	0.00	12,000	0
寄居町	6.75	25.00	20,000	12,000	2.15	0.00	12,000	0	2.00	0.00	11,000	0
宮代町	6.98	0.00	32,000	0	2.09	0.00	11,400	0	2.10	0.00	14,600	0
白岡市	7.04	0.00	23,700	0	2.29	0.00	14,100	0	2.13	0.00	14,700	0
幸手市	7.40	0.00	27,500	0	2.10	0.00	11,800	0	1.60	0.00	10,400	0
杉戸町	6.60	0.00	30,000	0	2.60	0.00	10,000	0	2.70	0.00	12,000	0
松伏町	7.80	0.00	31,200	0	2.00	0.00	6,600	0	1.60	0.00	12,300	0
吉川市	6.60	0.00	33,000	0	2.10	0.00	9,000	0	1.80	0.00	13,000	0
さいたま市	7.01	0.00	32,800	0	2.60	0.00	10,800	0	2.24	0.00	12,000	0
市町村平均	6.86	6.16	24,881	3,176	2.17	0.00	10,435	0	1.82	0.00	12,048	0

議題第5号

多子世帯減免制度の終了について

令和6年2月1日提出

杉戸町長 窪田裕之



## 議題第5号 多子世帯減免制度の終了について【資料】

### 1 多子世帯減免制度の目的

子育て世代の負担の軽減を目的としています。

### 2 減免制度の内容

同一世帯内に18歳以下の被保険者が3人以上いる世帯の場合、申請により3人目以降の均等割を減免するものです。（杉戸町独自の減免制度）

杉戸町では、平成30年度から減免相当額を一般会計から繰り入れることにより実施しています。

### 3 減免の実績

区 分	令和4年度
人数	84人
世帯数	59世帯
減免額	1,353,200円

### 4 多子世帯に対する減免の埼玉県内の状況

川口市、鴻巣市、越谷市、桶川市、ふじみ野市、嵐山町、鳩山町、皆野町、小鹿野町、神川町、杉戸町の11市町で行っています。

### 5 多子世帯減免に関する通知

令和4年4月1日から未就学児の均等割保険料（税）の軽減措置が講じられたことを踏まえ、令和4年7月25日付け事務連絡で、厚生労働省保険局国民健康保険課より「未就学児の均等割保険料（税）の軽減措置に係る考え方について」が送付されてきました。

その中の問6には、「子育て世帯の保険料（税）を画一的な基準で軽減するための法定外繰入金については、計画的に削減・解消すべき赤字として「決算補填等目的の一般会計繰入」と位置付けています。」と記載されています。

### 6 減免制度を終了する理由

通知により、削減・解消すべき赤字として「決算補填等目的の一般会計繰入」と明確に位置付けられたこと、また、令和4年4月1日より未就学児の均等割保険料の軽減措置（5割軽減）により、子育て世帯への負担の軽減が図られていることから終了します。

# 杉戸町国民健康保険第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)に係るパブリックコメントに対する結果について

## 1 意見募集の概要

- ① 意見募集期間：令和5年11月22日（水）から令和5年12月21日（木）まで
- ② 意見募集の周知：広報すぎと、町ホームページ
- ③ 閲覧場所：杉戸町役場（町民課窓口、行政情報コーナー）、すぎとピア、各公民館、生涯学習センター、エコ・スポいずみ、杉戸深輪産業団地地区センター、高野農村センター
- ④ 意見の提出方法：意見回収箱に投函、郵送、FAX、電子メール、町ホームページ

## 2 意見募集の結果

- ① 提出者数：0人

## 保健事業の報告について

令和5年度も、データヘルス計画に基づき以下事業を実施しました。

### (1) 特定健診受診率向上対策事業

目的：特定健診受診率の向上

実施内容	平成 30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査（集団・個別）の実施	○	○	○	○	○	○
診療情報提供事業の実施	○	○	×	○	○	○
人間ドック補助事業の実施	○	○	○	○	○	○
郵送型自己採血健診事業の実施	○	○	○	×廃止	—	—

### (2) 特定保健指導実施率向上対策事業

目的：生活習慣を改善することにより、メタボ、メタボ予備軍の割合を減らす

実施内容	平成 30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健診結果相談会の開催	○	○	○	○	○	○

### (3) 糖尿病性腎症重症化予防対策事業 ※生活習慣病重症化予防対策事業から名称変更

目的：糖尿病性腎症の重症化を予防することにより、人工透析への移行を防止する

実施内容	平成 30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
糖尿病医療中断者、医療未受診者への受診勧奨（通知・電話）	○	○	○	○	○	○
糖尿病性腎症2期～4期の方への保健指導	○	○	○	○	○	○

### (4) 疾病予防対策事業

目的：定期的な健診受診により早期発見を目指す

実施内容	平成 30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
各種がん検診の開催	○	○	○	○	○	○
若年者健診の開催	○	○	○	○	○	○

(5) 多受診者指導

目的：適正受診の周知徹底により、医療費適正化を目指す

実施内容	平成 30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重複頻回受診者に対し、看護師による訪問指導を実施	○	○	○	○	○	○

※令和2年度以降は対象者への通知に変更して実施

(6) ジェネリック医薬品切替通知

目的：ジェネリック医薬品利用向上により、医療費適正化を目指す

実施内容	平成 30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療費の削減が見込まれる被保険者に対し通知を発送	○	○	○	○	○	○

(7) ポピュレーションアプローチ

目的：健康寿命の延伸による医療費適正化を目指す

実施内容	平成 30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康支援課と連携し、健康課題にリンクした医療講演会開催	○	○	×	×	○	○
埼玉県コバトンマイレージ事業に参加	○	○	○	○	○	○

※令和2年度、3年度はコロナ禍により中止

個別保健事業の目標値と実績値

各個別保健事業の指標と目標値・実績値については以下のとおりです。

個別保健事業	指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終年度 (令和5年度目標)
特定健診 受診率向上 対策事業	受診率(%)	39.0	41.6	28.7	37.9	37.9	26.6 12/27現在	60
特定保健指導 実施率向上 対策事業	実施率(%)	29.3	31.1	25.9	28.4	24.7	0.0 12/27現在	60
糖尿病性腎症 重症化予防 対策事業	受診勧奨者の 医療受診者数 (%)	13.6	11.8	7.7	26.7	7.7	実施中	20
	保健指導参加 者数(%)	4.1	0.0	7.9	6.7	6.7	集計中	20
疾病予防 対策事業	国保健診受診 率(%)	8.5	8.5	8.4	9.3	8.1	8.9	20
多受診者指導 (R2 から多剤 投与者指導)	指導率(%)	100	100	100	100	100	対象者 なし	100
ジェネリック 医薬品切替 通知	数量シェア (%)	77.4	78.2	80.0	80.9	81.5	83.9	80
ポピュレーシ ョン アプローチ	講演会開催数 (回)	2	2	0	0	1	1	1回以 上